

TPP原産地規則について

2015年11月

財務省関税局・税関

I . TPP原産地規則の概要

II . 原産地基準について

III . 原産地手続について

TPP税率適用のための3つのステップ

①TPP税率（の有無）

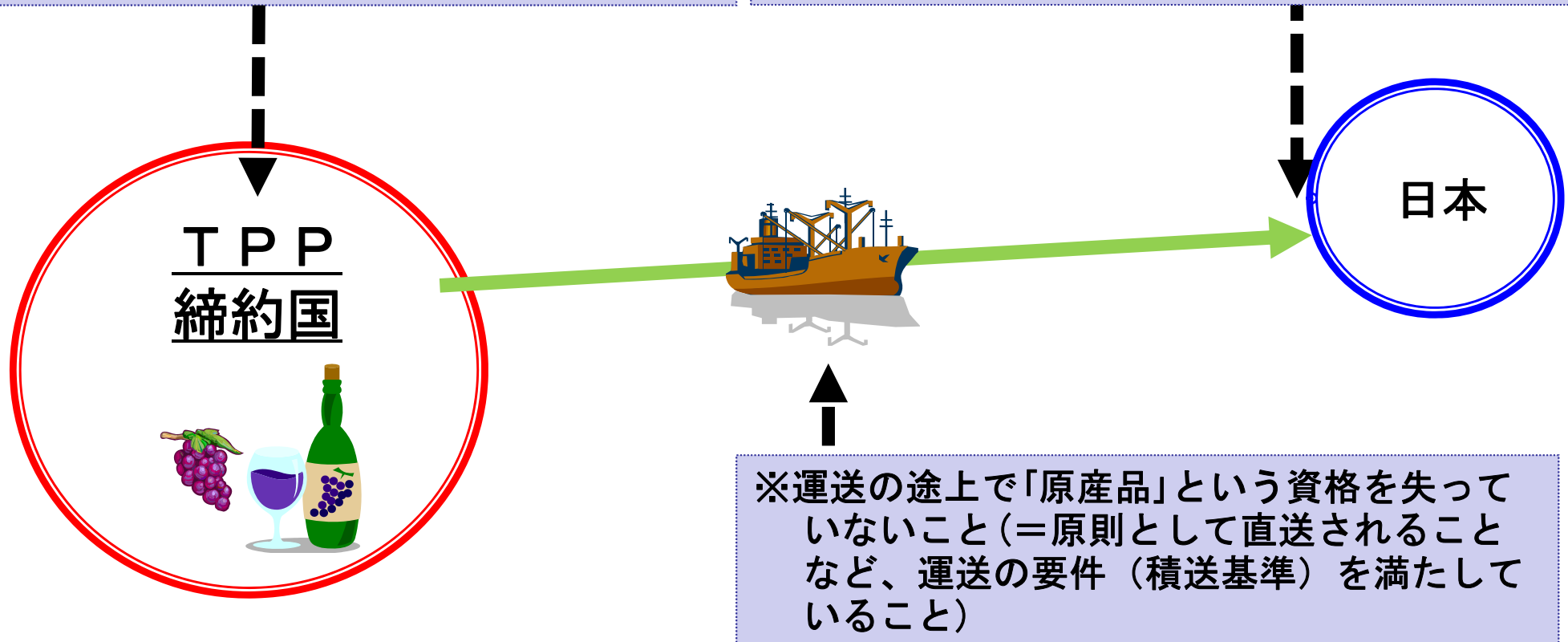
輸出入される産品に TPP税率が設定 されているか

②原産地基準を満たすか

その産品（貨物）が「原産品」であること（=原産地基準を満たしていること）

③手続的要件（原産地手続）

税関に対して「原産品」であることを申告すること（原産品申告書、運送要件証明書を提出するなど、必要な手続を行うこと）



TPP原産地規則の概要

- TPPにおける関税の特恵待遇(TPP税率)は、「TPP原産品」に対してのみ適用される。
- TPP原産地規則章では、「TPP原産品」の定義(原産地基準)やTPP税率の申告手続(原産地手続)等を定めており、(1)セクションA(原産地基準)、(2)セクションB(原産地手続)、及び(3)品目別規則(PSR: Product Specific Rule)から構成されている。

セクションA(原産地基準)

〈TPP原産品〉

①完全生産品、②原産材料のみから生産される産品、又は③PSRを満たす産品(産品に応じて関税分類変更基準や付加価値基準等)のいずれかを満たす産品はTPP原産品となる。

〈累積〉

原産材料の累積(モノの累積)のほか、生産行為の累積も認められている(域内他国の原産品や生産行為を自国の原産材料や生産行為とみなす)。

セクションB(原産地手続)

〈特恵要求手続(証明制度)〉

事業者(輸入者、輸出者又は生産者)自らが原産品申告書を作成することができる自己申告制度が採用されている。

〈確認手続(検証)〉

輸入国税関は、輸入された産品が原産品であるかどうかを確認するため①輸入者への情報提供の要請、②輸出者、生産者への情報提供の要請、又は③それらの施設への訪問、を行うことができる(輸入国税関による直接的な検証)。また、輸入国から要請があった場合には、輸出国政府による検証の支援(協力)も可能。

品目別規則(PSR)

それぞれの産品に応じた関税分類変更基準や付加価値基準等の原産地基準(原産品となるための要件)が設定されている。

※繊維及び繊維製品については、別途、繊維章において原産地基準等が設けられている。

TPP協定 原産地規則章の概要

○TPP協定が2015年10月に大筋合意された。

第3章. 原産地規則及び原産地手続

輸入される製品について、関税の撤廃・引下げの関税上の特惠待遇の対象となるTPP域内の原産品として認められるための要件及び特惠待遇を受けるための証明手続等を定める。

本章のルールにより、例えば以下のようなメリットが考えられる。

(1) TPP特惠税率の適用が可能な12か国内の原産地規則の統一(事業者の制度利用負担の緩和)

(2) 輸出者、生産者又は輸入者自らが原産地証明書を作成する制度の導入(貿易手続の円滑化)

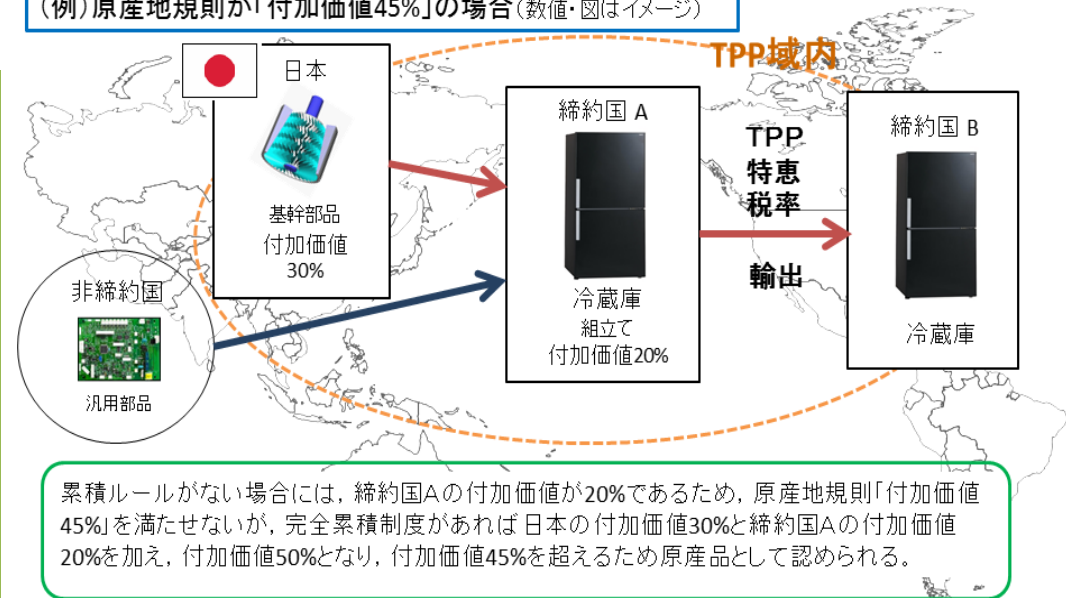
(3) 完全累積制度の実現

TPP協定においては、複数の締約国において付加価値・加工工程の足し上げを行い、原産性を判断する完全累積制度を採用。日本が締結済みのEPAにおいても、メキシコ、ペルー等で完全累積制度を採用している。

出所: 内閣官房ホームページ「環太平洋パートナーシップ協定 (TPP協定) の概要」(内閣官房TPP政府対策本部作成資料)

(参考)「完全累積制度」概念図

(例) 原産地規則が「付加価値45%」の場合 (数値・図はイメージ)



(4) 広域FTA化による原産品輸送の容易化(立証負担の緩和)

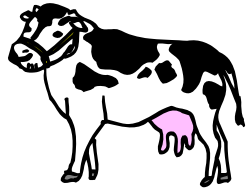
二国間のFTAにおいては、製品の輸送の際に第三国を経由した場合には、当該貨物の原産性が維持されているか否かについて輸入国税関に対し立証する負担がある。一方で、TPPは全ての締約国を一つの領域とみなす広域FTAであり、全ての締約国の領域内を移動する限りにおいては、貨物の原産性が維持されることになる。

I . TPP原産地規則の概要

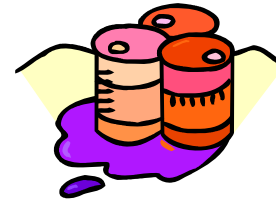
II . 原産地基準について

III . 原産地手続について

完全生産品



(例) 生きている動物であって、
TPP締約国の域内において、
生まれ、かつ成育されたもの
(家畜等)



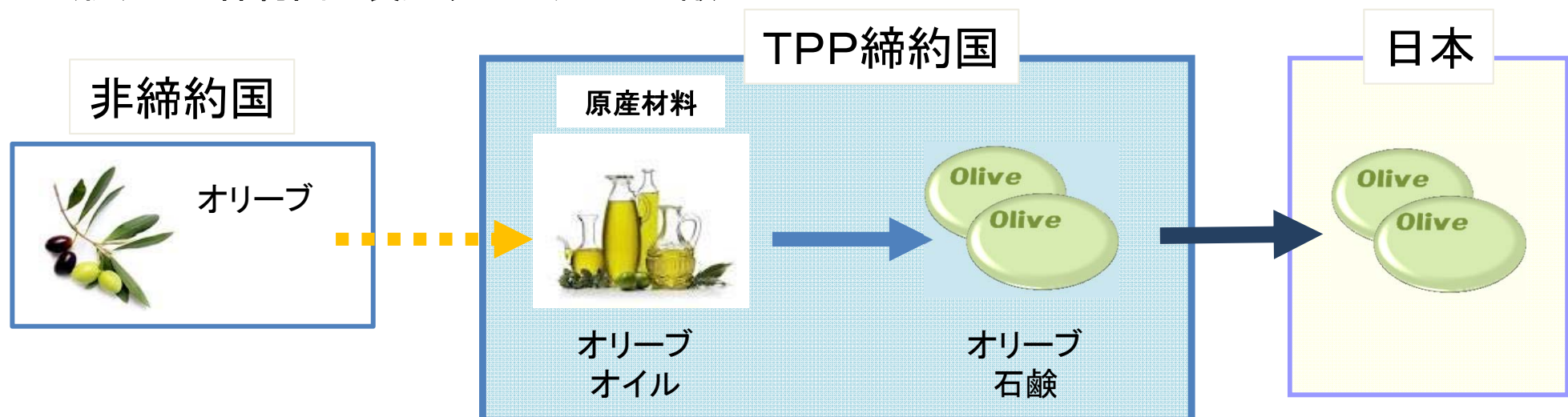
(例) TPP締約国の域内から
抽出され、又は得られる鉱物
その他の天然の物質
(原油等)

原産材料のみからなる産品

○TPP締約国の原産材料のみから生産される産品のこと。

○生産に使用される材料はすべて原産材料。個々の材料は、遡れば第三国の材料(非原産材料)である場合もある。

(例) TPP締約国で製造するオリーブ石鹸

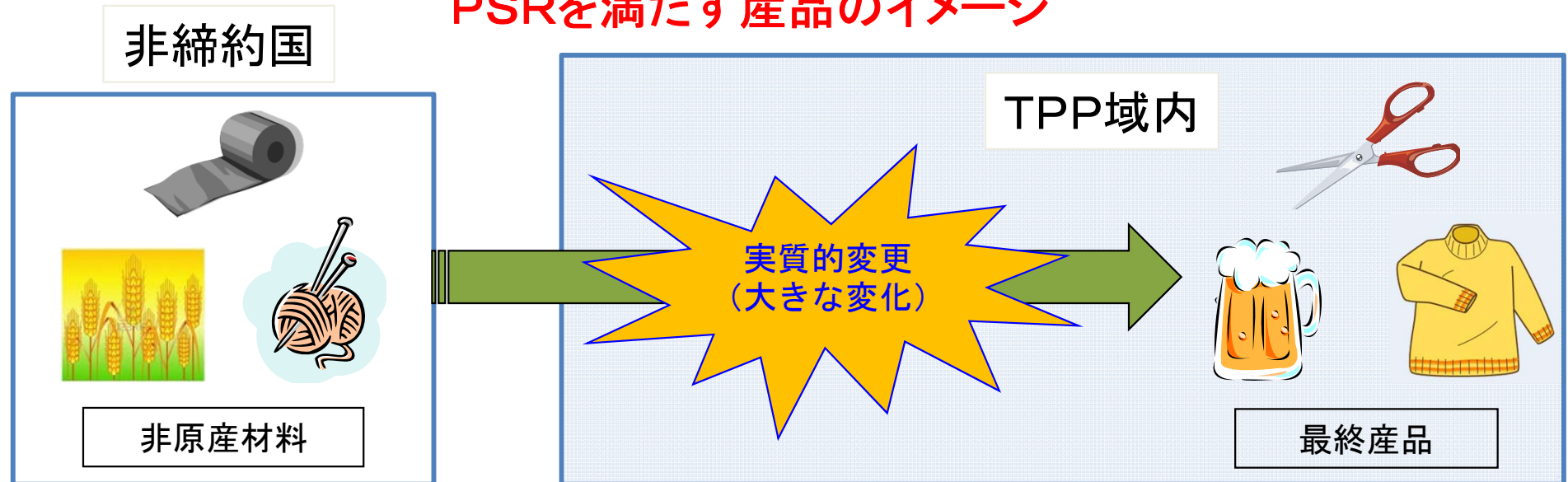


PSR(品目別規則)を満たす産品

○非原産材料を使用しているも、締約国における加工等の結果として、当該材料に実質的な変更があった場合には、その産品をTPP原産品と認めるもの。

○PSRでは、それぞれの産品に応じた関税分類変更基準や付加価値基準等の原産地基準(原産品となるための要件)が設定されている。

PSRを満たす産品のイメージ



【PSRの3類型】

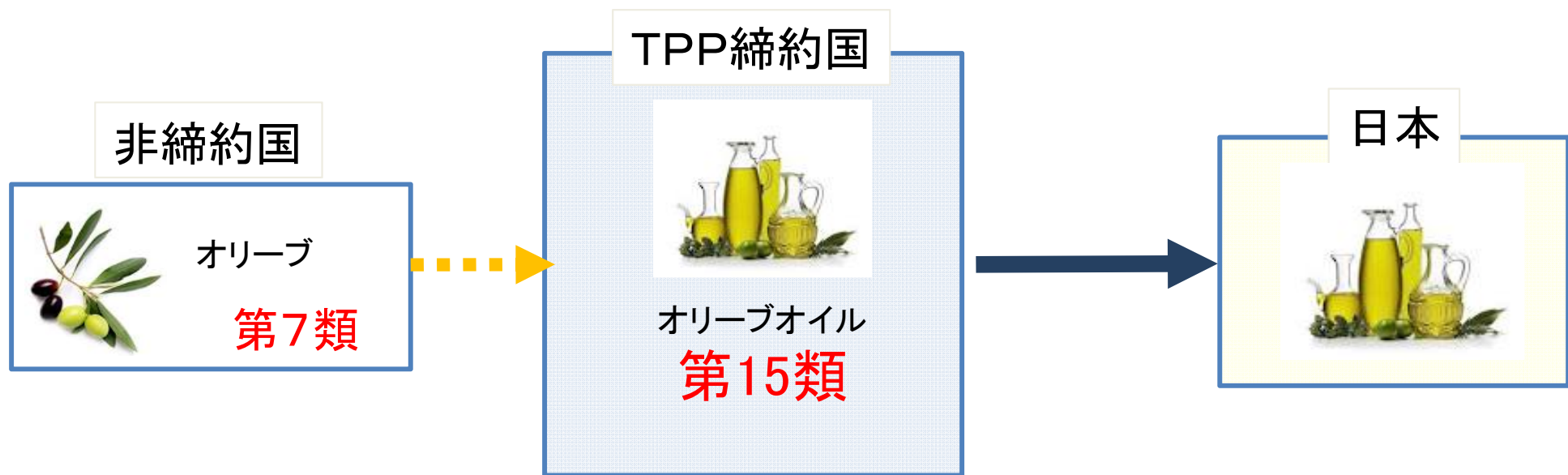
- ①関税分類変更基準: 非原産材料と最終産品との間に特定の関税分類番号変更があること。
- ②付加価値基準: 産品に一定以上の付加価値を付与すること。
- ③加工工程基準: 産品に特定の加工(例: 化学品の化学反応)がなされること。

関税分類変更基準の例

○第三国（非締約国）のオリーブ（第07.09項）からTPP締約国においてオリーブオイルを製造。

○この場合、非原産材料（オリーブ）と最終製品のオリーブオイルの関税分類番号に特定の変化があることから、オリーブオイルはPSRを満たし、TPP原産品と認められる。

（注）オリーブオイル（第15.09項）の品目別規則
類の変更（HS2桁レベルでの変更）



※関税分類番号は世界税関機構(WCO)のHS条約(商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約)に基づく。商品毎に類(2桁で97)・項(4桁で1223)・号(6桁で5204)のHS番号が設定されている。

付加価値基準の例

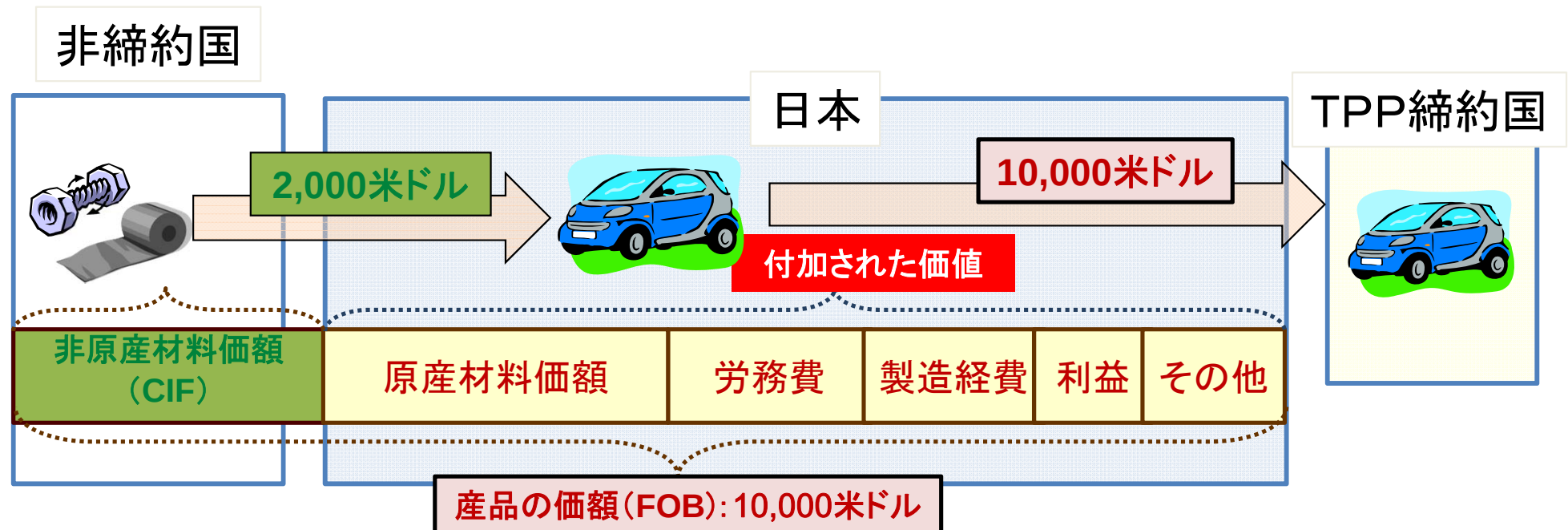
○材料である車体の鉄鋼製品等を第三国（非締約国）より輸入し、日本で乗用自動車を製造。
○この場合、日本での製造において、付加された価値（8,000米ドル）が、產品全体の価額（10,000米ドル）に対して55%以上であることから、乗用自動車はPSRを満たし、TPP原産品と認められる。

（注1）乗用自動車（第87.03項）の品目別規則

付加された価値（域内原産割合）が產品全体の価額に対して控除方式で55%以上等

（注2）控除方式による計算方法

[(產品の価額－使用された非原産材料価額の合計)／產品の価額]の計算式で域内原産割合を算出



$$\text{域内原産割合} = \frac{10,000\text{米ドル} - 2,000\text{米ドル}}{10,000\text{米ドル}} = 80\% \geq 55\%$$

付加価値基準の計算方式

- TPPの付加価値基準の計算方式は、我が国の従来のEPAで採用済みの控除方式、積上げ方式に加えて、重点価額方式、純費用方式が新たに規定。
- 利用可能な計算方式は、それぞれのPSRに記載されている。

○ 控除方式(非原産材料の価額に基づくもの)

我が国の過去の協定でも採用

$$\text{RVC(\%)} = \frac{\text{製品の価額} - \text{非原産材料の価額}}{\text{製品の価額(FOB)}}$$

○ 積上げ方式(原産材料の価額に基づくもの)

我が国の過去の一部協定でも採用。控除方式との違いは原産材料の価格を特定し積み上げてRVCを算出する点。

$$\text{RVC(\%)} = \frac{\text{原産材料の価額}}{\text{製品の価額(FOB)}}$$

○ 重点価額方式(特定の非原産材料の価額に基づくもの)

一部の鉱工業品に適用(新たにTPPで採用)。控除方式との違いは非原産材料の価格を特定の主要な材料(PSRにより関税分類変更が求められている材料)のみに限る点。

$$\text{RVC(\%)} = \frac{\text{製品の価額} - \text{非原産材料の価額(特定の材料のみ)}}{\text{製品の価額(FOB)}}$$

○ 純費用方式

自動車関連の品目のみに適用(新たにTPPで採用)。控除方式との違いは製品の価格(FOB)ではなく、製品の生産に係る純費用を用いる点。

$$\text{RVC(\%)} = \frac{\text{純費用} - \text{非原産材料の価額}}{\text{純費用}}$$

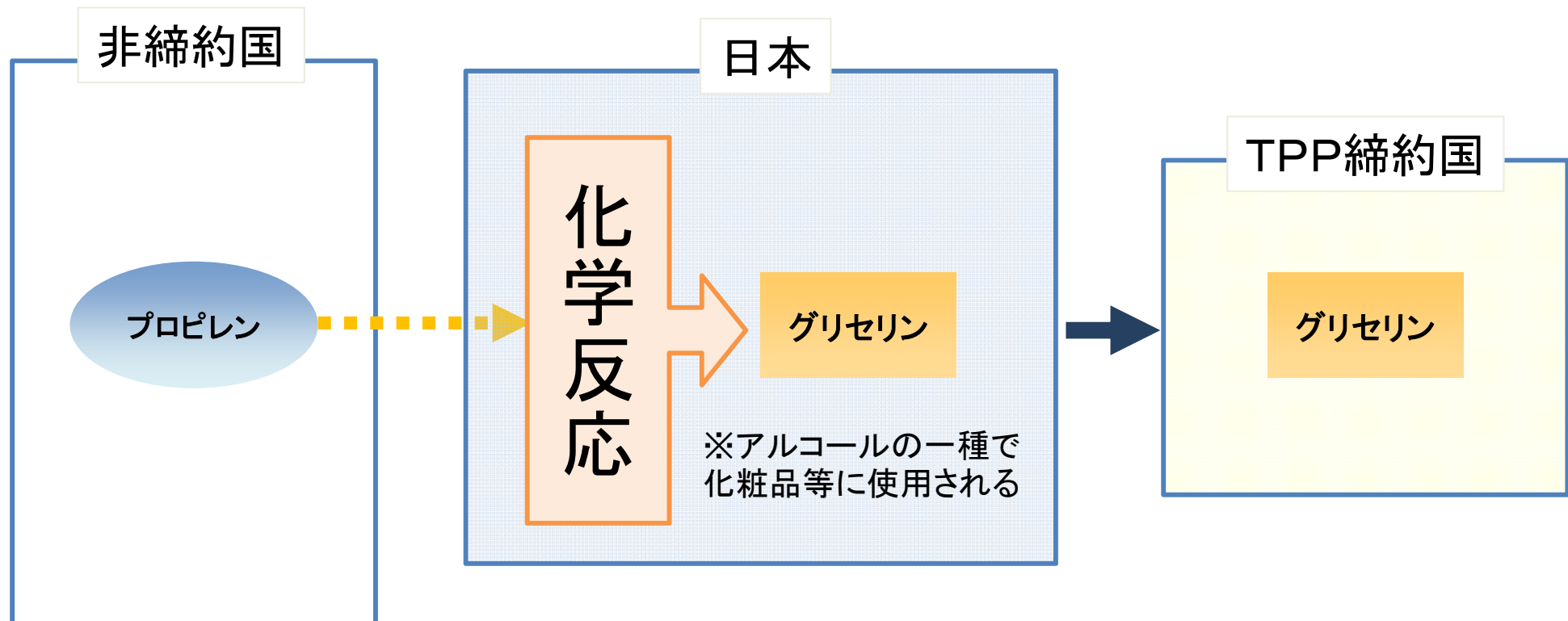
加工工程基準の例

○材料であるプロピレンを第三国（非締約国）より輸入し、日本においてグリセリンを製造。

○この場合、日本での製造において、使用された非原産材料に対して化学反応が施されていることから、グリセリンは加工工程基準（この例の場合、特定の化学反応を経ていること）を満たし、TPP原産品と認められる。

（注）グリセリン（2905.45号）のTPP品目別規則（※号変更基準との選択制となっている。）

産品が化学反応の工程（新たな構造の分子を生ずること）を経ていること



自動車関連の品目別規則

- 自動車(完成車)及び自動車部品については、付加価値基準の計算において、材料について原産地規則を緩和する特別ルールを規定。

1. 自動車(完成車)

- TPPにおける原産地規則は、付加価値基準(控除方式で55%又は純費用方式で45%)。
ただし、特定の自動車部品7品目(注1)については、指定された工程(注2)のうち、1つ以上の工程をTPP域内で行えば、原産材料と認められる。

2. 自動車部品

- TPPにおける自動車部品の原産地規則は、関税分類変更基準と付加価値基準(品目に応じ、控除方式で45～55%、積上げ方式で35～45%又は純費用方式で35～45%)の選択制(※一部例外を除く)。
ただし、上記付加価値基準の計算上、当該自動車部品の材料は、指定された工程(注2)のうち、1つ以上の工程をTPP域内で行えば、5～10%を限度として、原産材料と認められる。

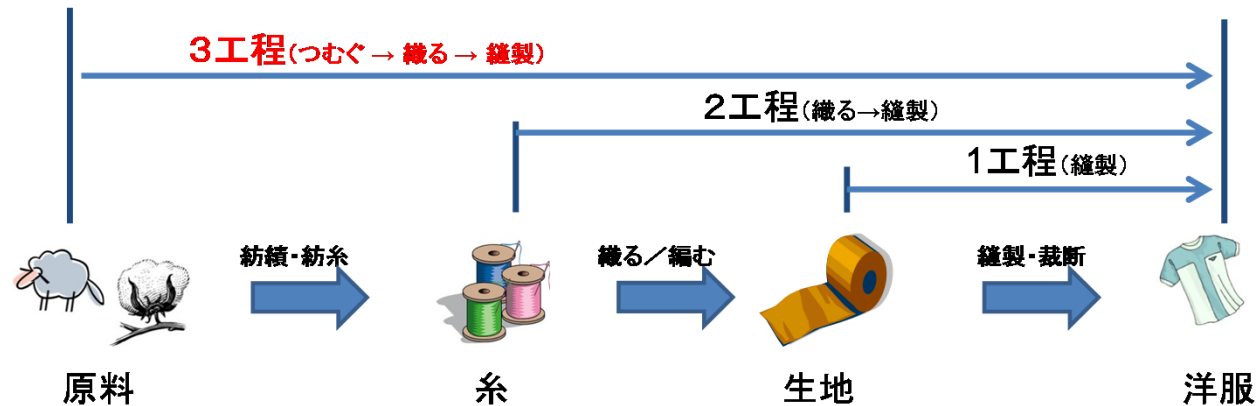
(注1)強化ガラス、合わせガラス、車体(普通車用のもの)、車体(貨物車等用のもの)、バンパー、ドア、車軸

(注2)複雑な組み立て、複雑な溶接、ダイキャスト、射出成型型、鍛造、熱処理(金属の焼戻し又はガラスの熱成型を含む)、積層、切削、金属成形、ちゅう造、スタンピング(プレス成型型を含む)

(※)自動車用エンジンについては、関税分類変更基準が適用されず、付加価値基準のみとされている。

繊維製品の品目別規則

- 繊維製品の原産地規則は、①紡ぐ、②織る、③縫製、という3つの工程を原則TPP締約国内において行われなければならない「ヤーンフォワード・ルール」。



- ✓ ヤーンフォワード・ルール(3工程)を前提としつつ、「供給不足の物品の一覧表」(ショートサプライ・リスト(SSL))に掲載された域内での供給が十分でない材料(繊維、糸、生地)については、例外的に域外から調達しても、その最終用途の要件を満たせば原産品と認められる。
- ✓ 61類～63類の繊維製品が原産品であるか否かは、当該製品の関税分類を決定する構成部分(表側の生地に占める面積が最も大きい部分)について、適用される規則に定める関税分類番号の変更を満たす必要がある。

<その他の要件>

【弾性生地ルール】

61類～62類の繊維製品に弾性糸を使った生地(HS60.02、5806.20)を使用する場合、当該生地は域内産の糸を使用する。また、関税分類を決定する構成部分に弾性糸が使用される場合には、域内産の糸を使用する。

【縫糸ルール】

61類～63類の繊維製品に縫糸(HS52.04、54.01、55.08の縫糸又はHS54.02の糸を縫糸として使用)を使用する場合、当該縫糸は域内産の糸を使用する。

【絹100%の着物・帯に関するルール】

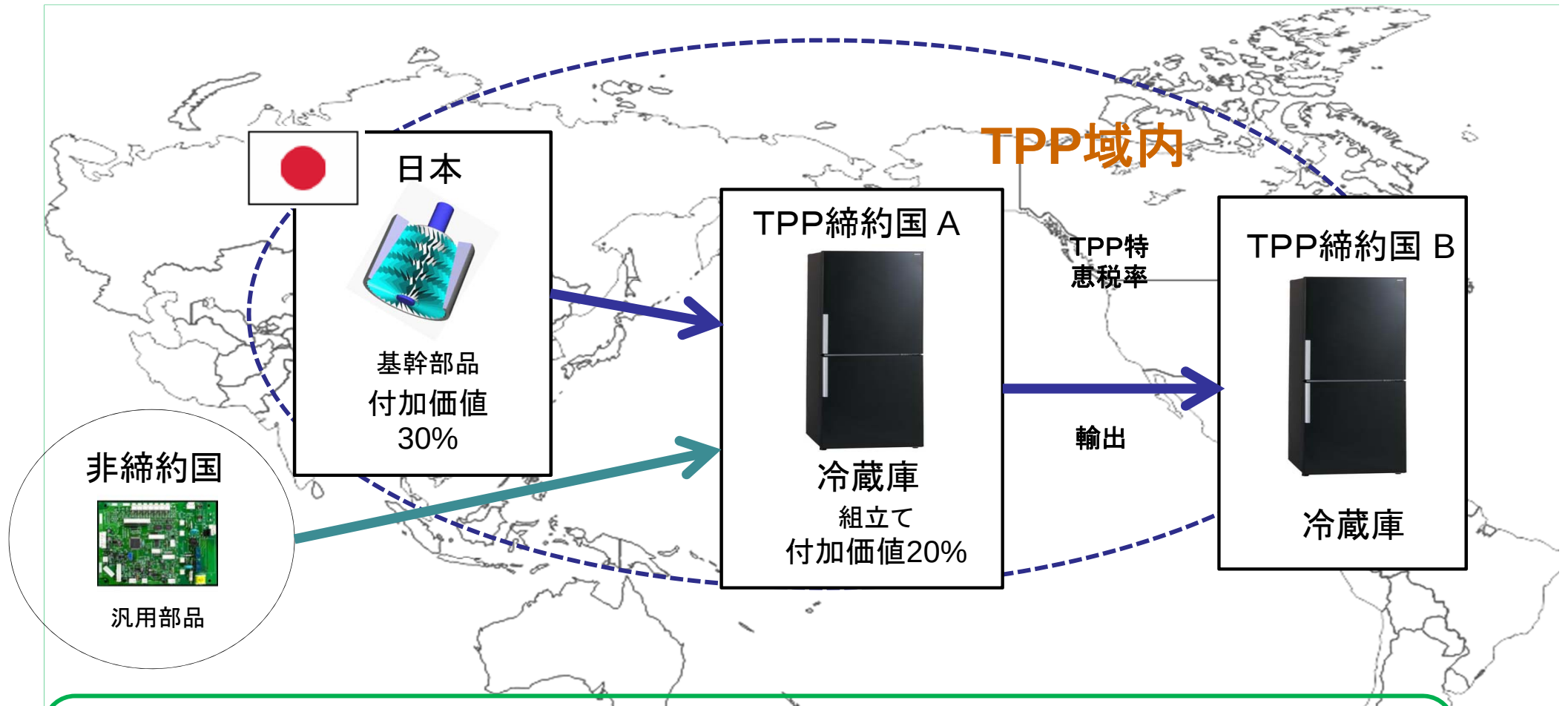
着物又は帯に使用する絹100%の織物は、域内で製織、裁断・縫製する必要がある(⇒着物・帯は2工程)。

※絹織物はSSLで域外調達が認められているため、域内で裁断・縫製すれば、最終製品はTPP原産品となる(⇒1工程)。

累積

○相手国の原産品や生産行為を自国の原産材料や生産行為とみなし、産品の原産性の判断に算入する。

(例)原産地規則が「付加価値45%」の場合(数値・図はイメージ)

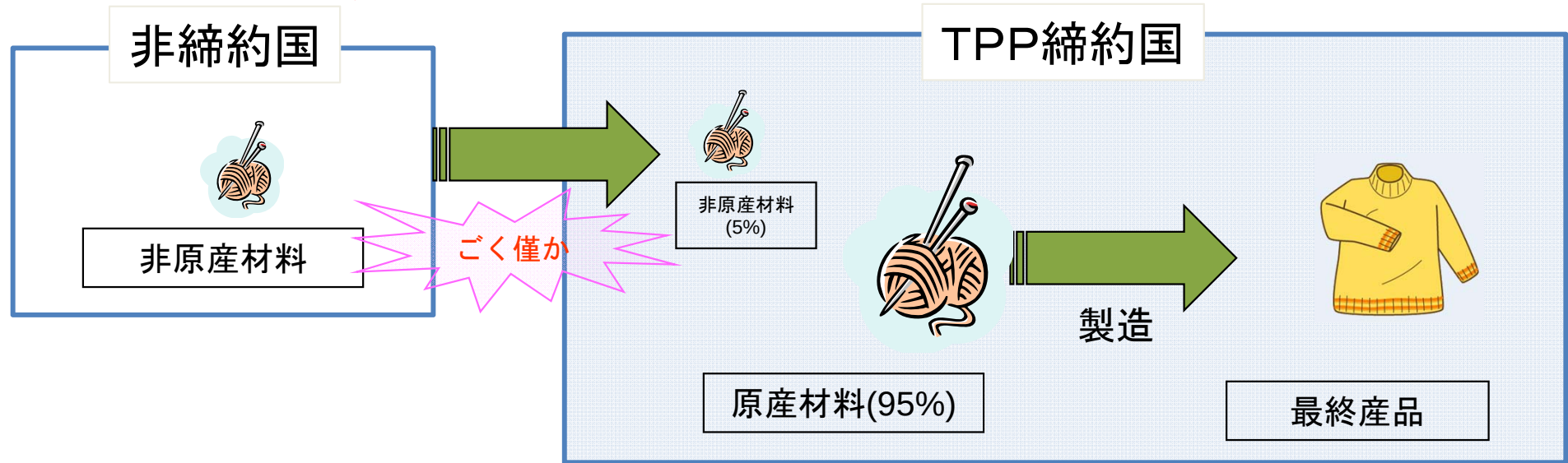


累積ルールがない場合には、締約国Aの付加価値が20%であるため、原産地規則「付加価値45%」を満たせないが、累積制度があれば、日本の付加価値30%と締約国Aの付加価値20%を加え、付加価値50%となり、付加価値45%を超えるため原産品として認められる。

デミニミス(僅少の非原産材料)

○非原産材料を使用している、その使用がわずかな場合には、その産品を締約国の原産品と認めるもの。

デミニミスのイメージ



【デミニミスの基準】

- 関税分類変更基準が適用される産品にのみ適用され、原則として産品の価額の10%以下
- ただし、繊維製品の場合、原則として当該産品の重量の10%以下

➤ TPP原産地規則章附属書Cにおいて、僅少の非原産材料の規定を適用しない材料等を規定。

以下のものには、僅少の非原産材料の規定は適用されない。

- (a) 第4類の非原産材料又は第1901. 90号若しくは第2106. 90号の原産品でない酪農調製品(乳固形分の含有量が全重量の10%を超えるものに限る。)であって、第4類の産品(第0402. 10号、第0402. 21号、第0402. 29号及び第0406. 30号(注)の産品を除く。)の生産において使用されるもの
- (b) 第4類の非原産材料又は第1901. 90号の原産品でない酪農調製品(乳固形分の含有量が全重量の10%を超えるものに限る。)であって、次のいずれかに掲げる産品の生産において使用されるもの
 - (1) 第1901. 10号の育児食用の調製品(乳固形分の含有量が全重量の10%を超えるものに限る。)
 - (2) 第1901. 20号の混合物及び練り生地(乳脂肪の含有量が全重量の25%を超えるものに限り、小売用にしたものを除く。)
 - (3) 第1901. 90号又は第2106. 90号の酪農調製品(乳固形分の含有量が全重量の10%を超えるものに限る。)
 - (4) 第21. 05項の産品第2202. 90号の飲料(ミルクを含有するものに限る。)
 - (5) 第2309. 90号の飼料(乳固形分の含有量が全重量の10%を超えるものに限る。)
- (c) 第08. 05項又は第2009. 11号から第2009. 39号までの各号の非原産材料であって、第2009. 11号から第2009. 39号までの各号の産品の生産において使用されるもの又は第2106. 90号若しくは第2202. 90号の単一の果実若しくは野菜を使用したジュース(ミネラル又はビタミンを加えたものに限り、濃縮したものかどうかを問わない。)に使用されるもの
- (d) 第15類の非原産材料であって、第15. 07項、第15. 08項、第15. 12項又は第15. 14項の産品の生産において使用されるもの
- (e) 第8類又は第20類の原産品でない桃、梨又はあんずであって、第20. 08項の産品の生産において使用されるもの

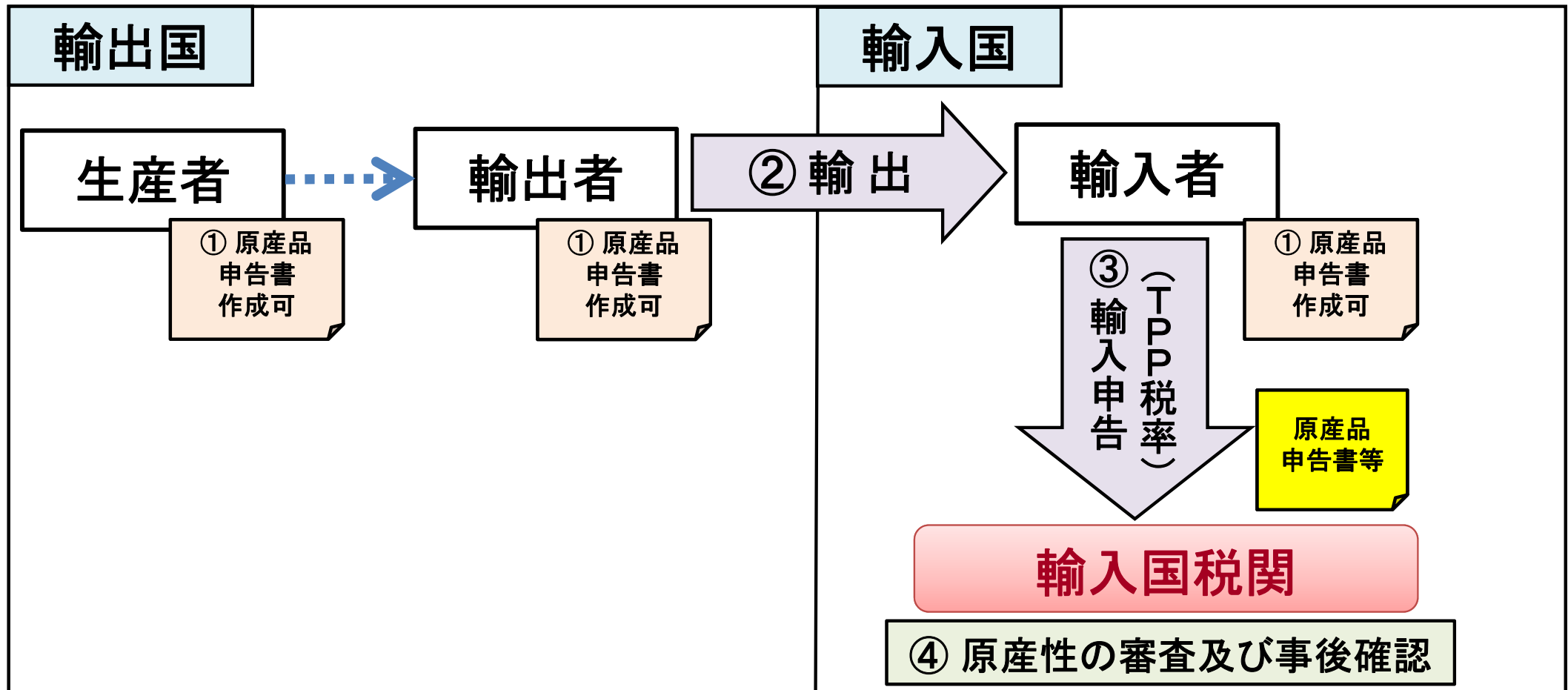
I . TPP原産地規則の概要

II . 原産地基準について

III . 原産地手続について

特惠要求手続(自己申告制度)

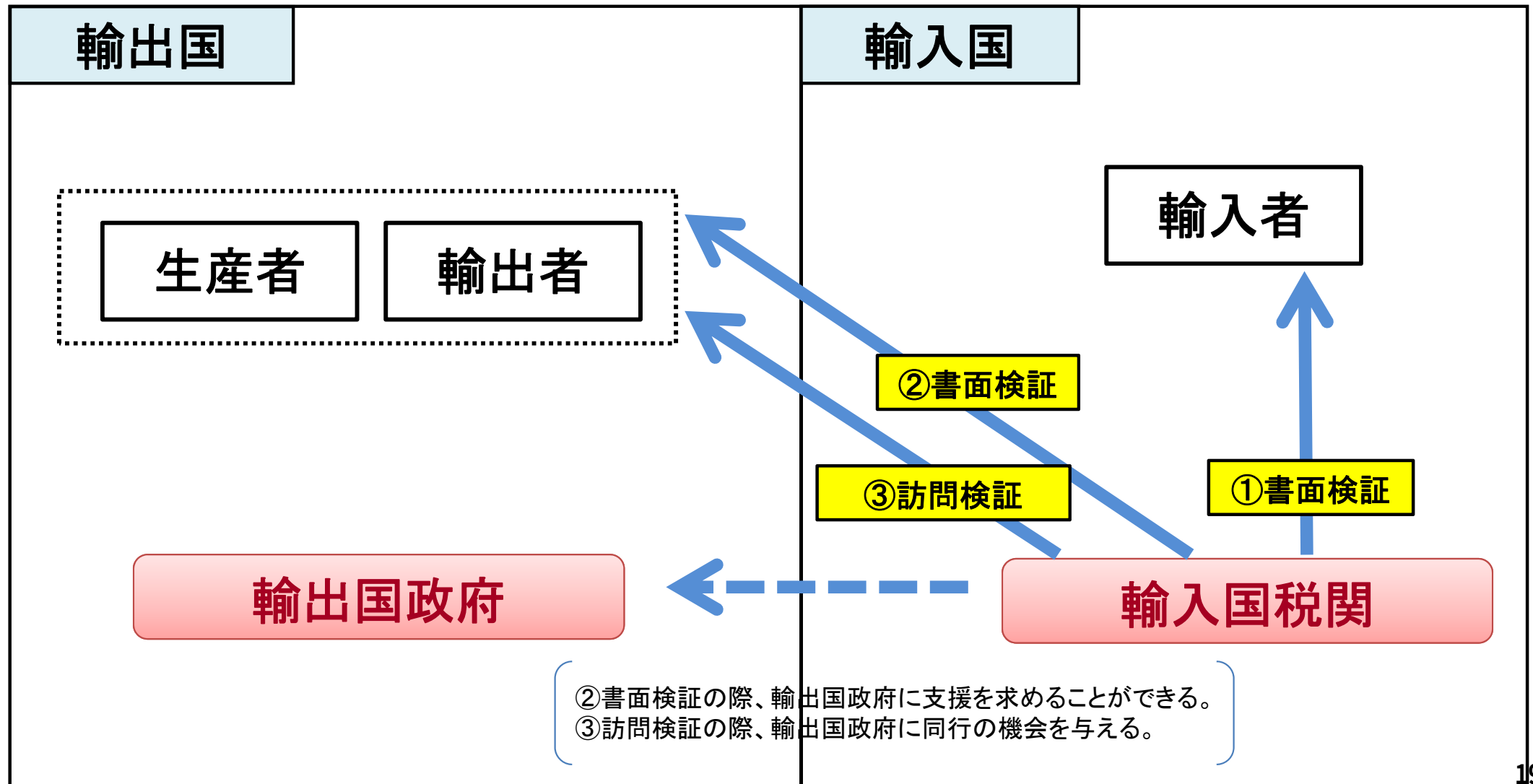
- 日豪EPAと同様、TPPにおいても自己申告制度が採用されている。
- 輸出者、生産者又は輸入者が原産品申告書の作成ができる。
- 輸入者は、TPP税率を適用して輸入申告をする際に原産品申告書を税関に提出。
(※)我が国での輸入に際しては、原産品であることを明らかにする書類(明細書等)の提出も必要。



確認手続(検証)

輸入された製品の原産性に疑義がある場合、税関は、製品についての情報を求めることができる。

- ① 輸入者に対する書面による検証(書面検証: 製品について、質問票等により情報を求めること)
 - ② 輸出者・生産者に対する書面検証
 - ③ 輸出者・生産者に対する訪問検証(事務所や工場等を訪問し、製品の原産性を確認すること)
- (※)輸入者、輸出者又は生産者が十分な情報を提供しない場合等はTPP税率の適用を否認。



運送の要件(積送基準)

○積送基準:TPP締約国(最終生産国である輸出国)の原産品が輸入国に到着するまでに、原産品としての資格を失っていないかどうかを判断する基準。以下の場合には、引き続きTPP原産品と認められる。

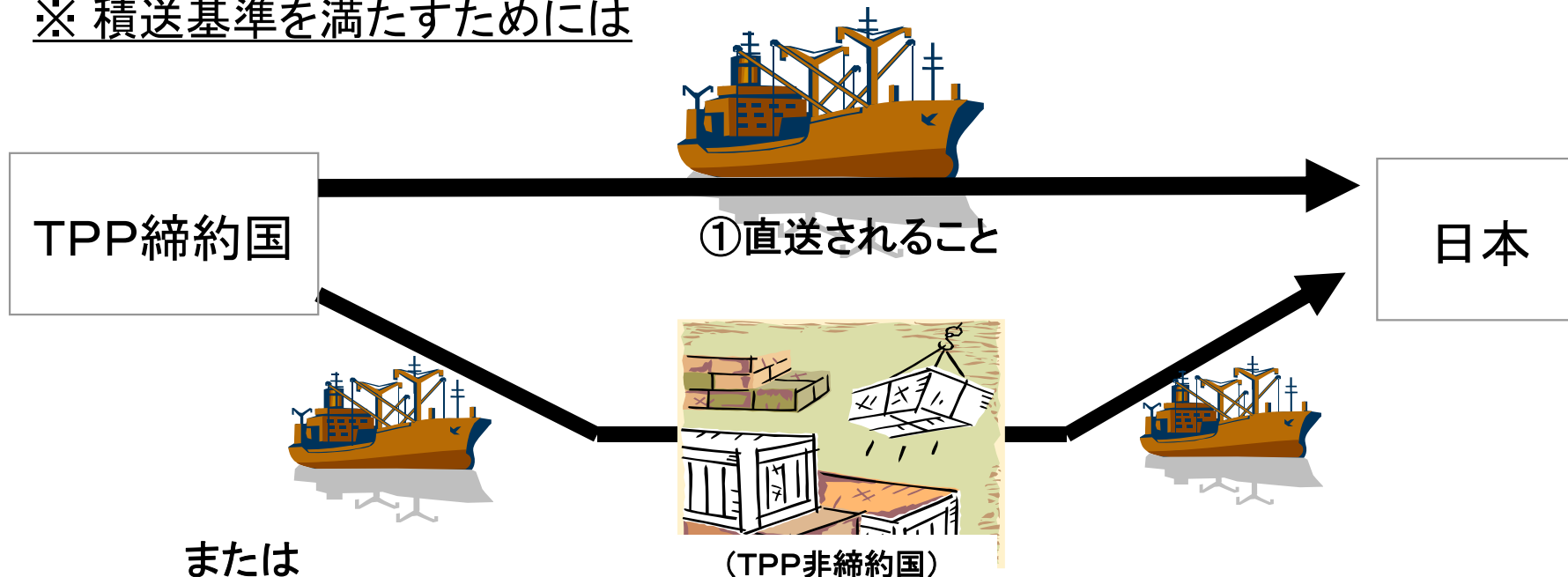
①TPP非締約国を経由することなく、輸出国から輸入国に直送される場合、

または、

②TPP非締約国を経由する場合であっても、税関の管理下におかれ、新たな作業(積卸し、蔵置、産品を良好な状態に保存するための作業等を除く)が行われていない場合

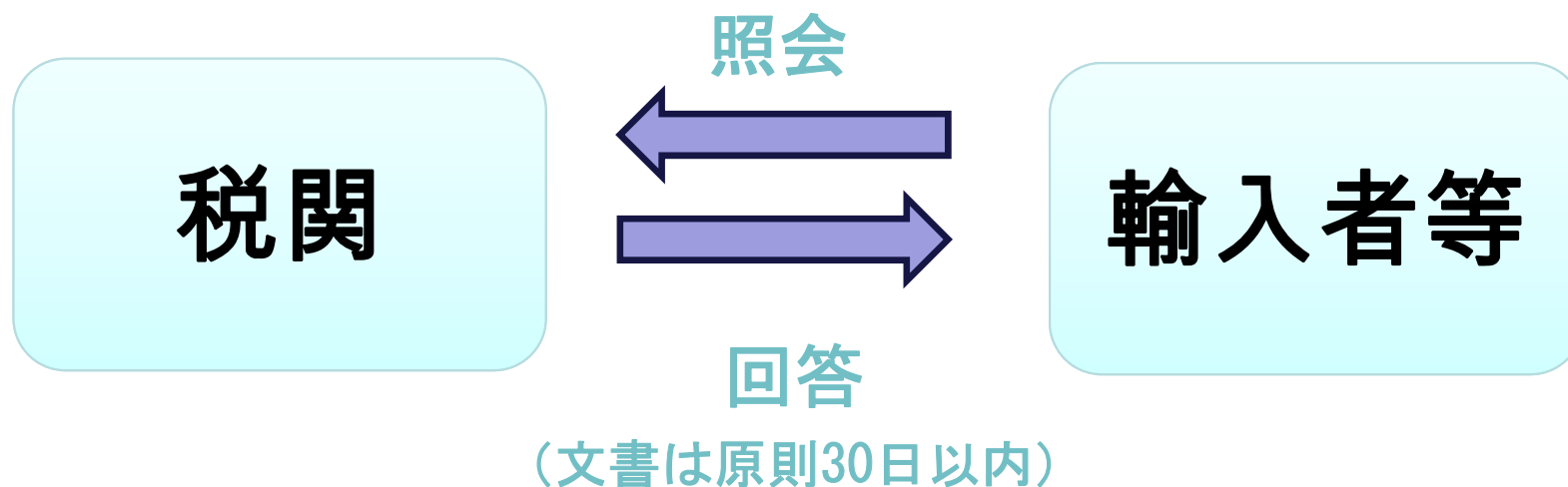
○非締約国を経由する場合には、積送要件を満たしていることを税関に示す必要がある(「通し船荷証券」等の提示)。

※ 積送基準を満たすためには



②第三国(TPP非締約国)を経由する場合は、税関の管理下におかれ、新たな作業(積卸し、蔵置等を除く)が行われていないこと

事前教示制度



【事前教示制度】

- 貨物の輸入をお考えの方やその他の関係者が、税関に対して、輸入の前に、輸入を予定している貨物が原産地規則を満たしているかどうか（協定の適用・解釈等）についての照会を文書により行い、税関から文書により回答を受けることができる制度。
- 輸入を予定している貨物の原産地、TPP税率（特惠関税）の適用の可否等を事前に知ることができ、（適用される税率が事前に分かることから）輸入にかかる費用等の計画が立てやすくなります。
- また、貨物が実際に輸入される際の輸入通関では、事前教示によって、既にその貨物の取扱い（原産地）が確定していることから、迅速な申告、貨物の早期の受取りができるようになります。
- 税関が発出した回答（教示）の内容については、最長3年間、税関が輸入申告を審査する際に尊重されます（法律改正等により取扱いの変更があった場合等を除く）ので、恒常的に同じ貨物を輸入する場合には、安定的な取扱いが確保されます。

※口頭やEメールによる事前教示の照会（文書による事前教示の照会に準じた取扱いに切り替えた場合を除く。）の場合には、輸入申告の審査の際に尊重される取扱いは行われないのでご注意ください。